

2 月 定 例 会 議 員 提 出 議 案

(草津市議会会議規則第14条)

会第1号

「議員提出条例案」

令和4年2月25日

提出議案

会第 1 号 草津市議会委員会条例の一部を改正する条例案 3

会第1号

草津市議会委員会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を地方自治法(昭和22年法律第67号)第112条および草津市議会会議規則(平成9年草津市議会規則第2号)第14条の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和4年2月25日

草津市議会議長

伊吹 達郎 様

提出者

草津市議会議員

中嶋 昭雄

賛成者

草津市議会議員

奥村 恭弘

西村 隆行

藤井 三恵子

八木 良人

草津市議会委員会条例の一部を改正する条例

草津市議会委員会条例（平成9年草津市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

（会議の開催方法の特例）

第15条の2 委員長は、災害の発生等、やむを得ない理由により委員会を開会する場所へ委員を招集することが困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により出席者の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン会議システム」という。）を活用した会議を開くことができる。

2 前項の場合において、委員は、オンライン会議システムにより会議への出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

第16条に次の1項を加える。

2 前条第2項の規定により委員長の許可を得て会議に出席した委員は、前項、次条第1項および第30条第1項の出席委員とする。

第20条第1項に次のただし書を加える。

ただし、オンライン会議システムを活用した会議は、秘密会とすることができない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

改正理由

災害の発生等により庁舎への登庁や招集が困難な場合であっても議会運営の継続性を担保する観点から、委員会における審査および表決が行えるよう、オンライン会議システムによる委員の出席を可能とするため、所要の改正を行うものです。